

震 災 対 策 編

【震災対策編】

第1章 災害予防計画

○地震被害想定	震-1- 1
第1節 防災意識の高揚	震-1- 4
第2節 地域防災の充実・ボランティア連携計画	震-1- 7
第3節 避難体制等の整備	震-1- 9
第4節 防災訓練計画	震-1-13
第5節 避難行動要支援者支援計画	震-1-14
第6節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	震-1-15
第7節 震災に強い都市づくり計画	震-1-16
第8節 地盤災害予防計画	震-1-17
第9節 農業災害予防計画	震-1-18
第10節 火災予防計画	震-1-19
第11節 通信設備災害予防計画	震-1-21
第12節 危険物施設等災害予防計画	震-1-21
第13節 建築物等災害予防計画	震-1-22
第14節 文化財災害予防計画	震-1-25
第15節 公共施設等災害予防計画	震-1-26
第16節 鉱山、採石場災害予防計画	震-1-29
第17節 救急・救助体制整備計画	震-1-29
第18節 医療体制整備計画	震-1-29
第19節 文教施設等災害予防計画	震-1-29
第20節 防災拠点等整備計画	震-1-29
第21節 広域応援体制整備計画	震-1-29
第22節 孤立集落災害予防対策	震-1-29

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画	震-2- 1
第2節 相互応援協力・関係機関との連携等計画	震-2-10
第3節 災害情報収集・伝達計画	震-2-11
第4節 通信運用計画	震-2-13
第5節 災害広報計画	震-2-13
第6節 避難対策計画	震-2-14
第7節 消防計画	震-2-21
第8節 救急・救助活動計画	震-2-23
第9節 災害救助法の適用計画	震-2-25

第10節	輸送計画	震-2-26
第11節	食料供給計画	震-2-28
第12節	給水計画	震-2-28
第13節	生活必需品・燃料等供給計画	震-2-28
第14節	住宅応急対策計画	震-2-28
第15節	医療・救護計画	震-2-28
第16節	保健衛生計画	震-2-28
第17節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	震-2-28
第18節	障害物除去計画	震-2-28
第19節	廃棄物処理計画	震-2-29
第20節	労務供給計画	震-2-29
第21節	文教対策計画	震-2-30
第22節	農林業対策計画	震-2-33
第23節	公共施設等災害応急対策計画	震-2-33
第24節	義援物資、義援金の受入れ・配分計画	震-2-33
第25節	ボランティアの受入れ・活動支援計画	震-2-33
第26節	二次災害防止計画	震-2-34

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	震-3- 1
第2節	民生の安定化対策	震-3- 1
第3節	公共施設等災害復旧対策	震-3- 1

第1章 災害予防計画

○地震被害想定

本市の近隣で発生した強い地震は、昭和6（1931）年西埼玉地震と昭和24（1949）年今市地震だけであった。しかし、佐野・田沼・葛生地域の中心部のように古い建物が多い地域、あるいは人口集中地区が存在する地域では、近隣で大きな地震が発生すれば、地域特性に応じた被害の発生が懸念されていた。

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災では、地震に加えて、津波により東北地方から関東の沿岸に甚大な被害をもたらした。この地震で、本市域では震度5弱から5強が観測され、住宅被害として全壊（1件）、半壊（2件）のほか、800件を超える一部損壊があった。

第1 栃木県及び国の地震の想定

1 栃木県の想定

県では、最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定するため、以下のとおり地震規模、震源等を設定している。

想定地震名	地震規模	断層長さ	震源深さ
想定県庁直下型地震	M 7.3	約 30km	約 15km

この想定は、県内で最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を設定するために、実際の活断層ではなく、想定のための震源断層を人口が集中する宇都宮市の県庁直下に設定したものである。この想定地震では、本市域は震源から離れているため、最大で震度6弱程度と想定されている。

2 国の想定

(1) 首都直下地震対策ワーキンググループでは、平成25（2013）年12月に取りまとめた最終報告において19通りの地震を示しており、そのうち最大の被害を及ぼす地震について次のとおり想定している。

想定地震名	地震規模	震源
都心南部直下	M 7.3	フィリピン海プレートと地殻内地震

上記表の地震について調査会が取りまとめた被害想定結果において、栃木県は次のとおり被害が予測されている。

液状化による建物全壊	約 80 戸
火災による消失戸数	約 10 戸
人的被害	なし
建物倒壊	なし
急傾斜地崩壊	なし

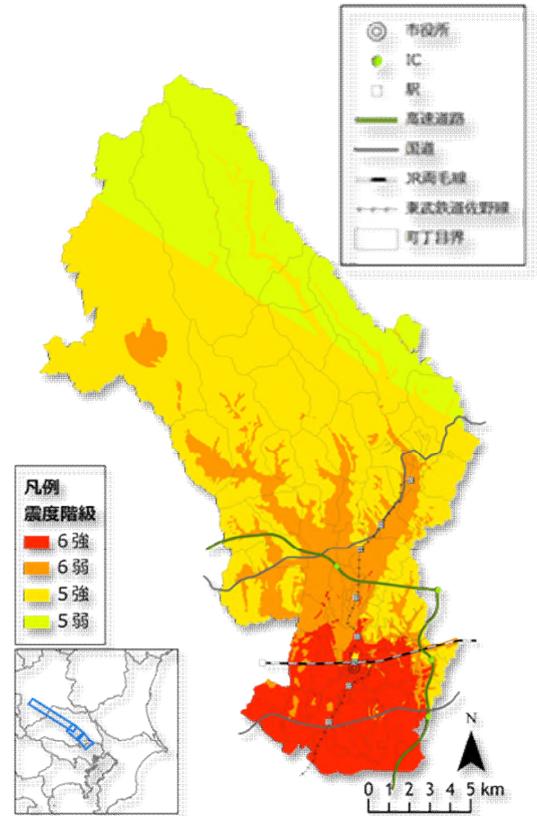
(2) 首都直下型地震緊急対策区域について

国は、首都直下型地震が発生した際に震度6弱以上になる地域を首都直下型地震緊急対策区域として指定し、県内では当市を含む6市1町が指定された。

第2 佐野市の想定

本市では平成17（2005）年度に「防災アセスメント調査」を実施し、市域の人口が集中している南部で、震度6弱から6強の揺れが想定される群馬県南東部を震源とするマグニチュード7.0の地震を被害想定のための想定地震とした。

その後、前回調査から17年が経過した令和4（2022）年度に、社会状況・自然状況の変化を反映し、最新の知見や技術を踏まえた新たな「防災アセスメント調査」を実施し、市域の人口が集中している南部の大部分で、震度6強の揺れが想定される深谷断層帯・綾瀬川断層を震源とするマグニチュード8.0の地震を新たな想定地震とした。本計画においても、深谷断層帯・綾瀬川断層を震源とするマグニチュード8.0の地震を新たな想定地震とする。



第3 被害想定結果

深谷断層帯・綾瀬川断層の地震（M8.0）の冬18時・強風時の被害想定結果を示す。

(1) 建物被害

項目		被害量
全壊棟数	液状化	176棟
	地震動	3,445棟
	土砂災害	13棟
	火災	1,779棟
半壊棟数	液状化	425棟
	地震動	8,553棟
	土砂災害	29棟

(2) 人的被害

項目		被害量
死者数		222人
負傷者数		1,748人
	うち重傷者数	290人

(3) ライフライン被害（直後）

項目		被害量
上水道	断水人口	99,572人 (断水率87.3%)
下水道	支障人口	28,116人 (機能支障率35.1%)
電力	停電軒数	9,250軒 (停電率15.0%)
都市ガス	供給停止戸数	7,098戸 (供給停止率89.3%)
LPガス	ガス漏れ戸数	3,271戸 (供給停止率7.3%)
通信	固定電話 不通回線数	2,834回線 (不通率15.7%)

(4) 避難者数

項目	被害量	
	直後	1週間後
避難所避難者数	6,061人	14,812人
避難所外避難者数	4,041人	14,812人

※避難所への避難者数は1週間後に最多となる。

(5) 帰宅困難者・滞留者数

項目	想定人数
帰宅困難者（市外へ出ていて、帰って来れない者）	10,931人
滞留者（市外から来ていて、帰れない者）	9,970人

第1節 防災意識の高揚

市は、災害発生時に「自らの命は自らが守る」を基本とする防災の原則を市民に周知・徹底し、市民一人一人が防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるよう、市民の防災力強化を促進する。また、市職員や児童生徒等に対する防災教育を進め、市民等の協働による組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築に努める。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第1節「防災意識の高揚」の定めによるものとする。

第1 自主防災思想の普及、徹底

1 地震速報の利用について

気象庁は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた初期微動（P波）の観測データを解析し、最大震度が5弱以上と予測された場合にその解析結果に基づいて各地での主要動（S波）の到達時刻や震度を予測し、テレビやラジオ、携帯電話等の緊急速報メール等で可能な限り素早く知らせている。

また、市の全国瞬時警報システム（J-ALERT）を介し、大きな地震に対する注意情報を防災行政無線で瞬時に放送している。

【速報の発表条件】

地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測されたとき。

【速報の内容】

地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名、強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域名。

【留意事項】

- ・情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは速報が間に合わないことがある。
- ・ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴う。

【速報を覚知したときのとっさの行動】

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、気象台ホームページ「緊急地震速報を見聞きしたときは」に示されている自らの身を守る行動をとる必要がある。

2 生命・身体を守る方法

実際に地震が発生した際、具体的に身を守る方法として、(一財)消防科学総合センター作成のパンフレット「地震に自信を」では次のような事項を挙げている。

(ふだんの対策)

- ◆自らの家がいつ建てられたのかを調べておく。昭和56(1981)年に建築基準法における耐震基準が強化されたため、これ以前に建てられている場合には十分な強度が備わっているか耐震診断を受けて、その結果に応じた補強を行う。
- ◆ブロック塀や組積造の塀が、基準どおりに鉄筋が入っているか、転倒防止の控壁を設けているかなどの安全点検を行い、危険性が確認された場合は補修や撤去等を行う。
- ◆家具の固定や配置の見直しで、家中での家具の転倒、照明や荷物の落下等が発生しないようにして、特に寝室や居間に安全な空間を確保する。
- ◆家庭で防災会議を開き、大地震のときに家族があわてずに行動できるように話し合い、それぞれの分担や決まりを確認しておく。
- ◆いざというときのために消火器や三角バケツなどの消火用具を備えておく。
- ◆避難所等での生活に最低限必要な準備をし、負傷したときに応急手当ができるように準備しておく。また、非常持出袋などはいつでも持ち出せる場所に備えておく。
- ◆日頃から避難所等や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。
- ◆自分が住む地域が、過去に大地震を経験した土地かどうか、日頃から調べておく。

(地震が起きたときの最初の行動)

- ◆揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠す。座ぶとんなどが身近にあれば、頭部を保護する。
- ◆揺れを感じたら、玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。
- ◆大揺れは1分程度でおさまるので周囲の状況をよく確かめ、あわてて外へ飛び出すことなく落ち着いて行動する。
- ◆使用中のガス器具、ストーブなどは、すばやく火を消す(石油ストーブは「対震自動消火装置」を備えたものを使用する)。ガス器具は元栓を締め、電気器具はコンセントを抜く。
- ◆万一出火したら、まず消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止めるようにする。大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。
- ◆崖や川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので、これらの場所には近寄らない。
- ◆不要、不急な電話は、かけないようにする。特に消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は消防活動等に支障をきたすので行わない。

(避難するときの注意点)

- ◆避難するときは、基本的に徒歩で避難する。このときの服装は運動着等活動しやすいものとし、携帯品は必要品のみにして背負うようにする。
- ◆山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起りやすいので、自分ですばやく決断し、ただちに避難する。
- ◆テレビ、ラジオの報道に注意してデマにまどわされないようにする。また、市役所、消防署、警察署などからの情報には、たえず注意する。

第2 市民に対する防災知識の普及

この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第1節第2「市民に対する防災知識の普及」の定めによるものとする。

1 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、市及び県は、インターネット等ICTを活用し、災害情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高い啓発を実施するよう努める。

第3 職員に対する防災教育

この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第1節第3「職員に対する防災教育」の定めによるものとする。

- 1 地震の基礎知識や気象庁から発表される地震情報に関する知識
- 2 震災に対する予防、応急対策に関する知識
- 3 大規模地震発生時における職員がとるべき行動と具体的役割（職員の初動体制と役割分担等）
- 4 緊急地震速報及びその利用の心得に関する知識

第4 児童・生徒等に対する防災教育

風水害等対策編第1章第1節第4「児童・生徒等に対する防災教育」を準用する。

第5 防災上重要な施設の管理者等の教育

風水害等対策編第1章第1節第5「防災上重要な施設の管理者等の教育」を準用する。

第6 防災に関する調査研究

この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第1節第6「防災に関する調査研究」の定めによるものとする。

- 1 地震に関する調査研究

第7 防災知識の普及、訓練等における要配慮者等への配慮

風水害等対策編第1章第1節第7「防災知識の普及、防災訓練の実施等における要配慮者等への配慮」を準用する。

第8 言い伝えや教訓の継承

風水害等対策編第1章第1節第8「言い伝えや教訓の継承」を準用する。

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携計画

大規模な災害の発生直後には、情報等が混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることが想定されることから、市民一人一人が「自らの命は自らが守る」こと、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを基本に、平常時から災害に対する十分な備えを行い、災害時には迅速、的確に対応できるよう、自主防災意識の普及、徹底を図る。

また、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害関連ボランティアとの連携体制の整備に努める。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第2節「地域防災の充実・ボランティア連携計画」の定めによるものとする。

第1 自主防災活動の推進

1 市民個人の自主防災活動の促進

市民は平常時から、災害に対して十分な備えを行うとともに、災害が発生した場合においては、迅速かつ的確に対応できるよう、災害時の活動についての習熟に努める。

市民個人が行う主な地震対策
(1) 防災に関する知識の取得 (ア) 震度、マグニチュード、長周期地震動階級等の知識 (イ) 過去に発生した地震被害状況 (ウ) 緊急地震速報及びその利用の心得に関する知識 (2) 住戸の耐震診断等の安全点検、家具の固定等の実施、地震保険への加入の検討

(1) 住宅防災・防火対策の推進

住宅の安全性向上、住宅火災の発生を防止するため、住宅の耐震性、耐火性の向上等住宅防災・防火対策の推進を図る。

(2) 地震保険等の活用

地震保険・共済は、被災者の生活再建にとって有効な手段であることから、その制度の普及促進に努める。

2 自主防災組織の対策

(1) 災害危険箇所等の把握

地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、崖崩れ等危険地区、ブロック塀の安全度等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難所等、消火栓や貯水槽・防火水槽等の消防水利の所在及び状態を点検・確認し、これらを記載した防災・避難マップを作成するなど、平常時から地域全体で防災情報の把握や共有に努める。

(2) 防災資機材の整備

各地域の実情に応じ、情報収集・伝達、消火、救出・救護、避難誘導、避難所等の運営等の活動用資機材の備蓄を共同で行うとともに、これら資機材の使用の習熟に努める。

(3) 防災知識の技術習得

市や県が実施する研修会・講演会の参加や、消防機関等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識の技術習得を行う。

(4) 地域の要配慮者の把握

市、消防機関、女性防火クラブ、福祉関係者等の連携のもとに、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の要配慮者の把握と災害時における救助・救護活動体制の確立に努める。

(5) 活動体制・連携体制の確立

防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、他の自主防災組織、ボランティア団体等との連携強化を推進する。

(6) 自主防災組織（町会）一時避難場所の指定及び活用

自主防災組織は、地震や大規模な火災などから居住者等が命を守るために緊急的に避難する又は避難所等へ避難するための集合場所として町会公民館や公園等を指定し、円滑かつ安全な避難ができるよう努める。

また、市は指定された一時避難場所の周知を図る。

第2 消防団の活性化の推進

風水害等対策編第1章第2節第2「消防団の活性化の推進」を準用する。

第3 災害関係ボランティアとの連携

1 一般ボランティア

風水害等対策編第1章第2節第3の1「一般ボランティア」を準用する。

2 専門ボランティアの活用・確保

(1) 技術系専門ボランティアの活用

県は、地震により多数の建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、外壁・窓ガラスの落下等による二次災害発生の危険度の判定等を行う「震災建築物応急危険度判定士」の認定を行っている。

第4 人的ネットワークづくりの促進

風水害等対策編第1章第2節第4「人的ネットワークづくりの促進」を準用する。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

風水害等対策編第1章第2節第5「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）」を準用する。

第3節 避難体制等の整備

災害発生時に危険区域やその周辺地域にいる市民、駅等での帰宅困難者、大規模集客施設、ホテル等不特定多数の人が集まる施設の利用者を混乱なく避難させるため、あらかじめ避難所等の選定、避難誘導體制、避難所運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第3節「避難体制等の整備」の定めによるものとする。

第1 防災拠点の整備

1 防災施設等の整備推進

被災により市庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定しておく。

また、大規模災害に備えて、計画的に災害対策活動拠点及び避難拠点等に、備蓄倉庫、耐震性防火水槽等の設置、非常用自家発電装置等の整備を図る。

2 要配慮者対策

避難路となる歩道、避難所等となる公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への障がい者用トイレや手すり等の設置を推進する。

3 災害時優先電話の登録推進

災害時における関係機関との連絡体制の確立を図るため、防災拠点への災害時優先電話の登録等の整備充実を図る。

第2 耐震化・不燃化の推進

災害対策本部が置かれ、災害時の拠点となる市役所、避難所等となる学校、消防・救助救急の拠点となる消防庁舎などの公共施設においては、計画的に耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事、防火対策等を行って耐震化・不燃化を図る。

また、災害時に医療活動の拠点となる民間医療機関については、広報紙、パンフレット等により耐震診断及び耐震補強等の実施の啓発を推進する。

第3 指定緊急避難場所等の指定及び整備

1 指定緊急避難場所の指定

指定にあたっては、次のことに留意する。

- ・地震を対象とする場合には、地震に対して安全な構造であることに加え、当該場所又は周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

2 指定避難所の指定

避難所の指定については、次のことに留意する。

- ・耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。

3 福祉避難所の指定

指定にあたっては、次のことに留意する。

- ・耐震化、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策が図られ、バリアフリー化された施設であること。

4 避難所等の整備

市は、避難所等の整備にあたっては、男女共同参画の視点や家庭動物（ペット）との同行避難も重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のような点に留意する。

- ・避難収容施設においては、耐震性を確保すること。

第4 避難に関する知識の周知徹底

風水害等対策編第1章第3節第2「避難に関する知識の周知徹底」を準用する。

第5 避難実施・誘導體制の整備

1 避難指示等の伝達手段の整備

風水害等対策編第1章第3節第3の3「避難指示等の伝達手段の整備」を準用する。

2 避難誘導體制の確立

この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第3節第3の4「避難誘導體制の確立」の定めによるものとする。

(1) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア 帰宅困難者対策

(ア) 帰宅困難者の定義

「帰宅困難者」とは、大地震の発生により、鉄道等の交通機関の運行停止のために外出先で足止めされ、自宅に帰ろうとした場合に自宅まで遠距離であるため帰宅が困難となる者をいう。

(イ) 栃木県帰宅困難者対策連絡会議の設置

県、県警察、市町、鉄道事業者等は、帰宅困難者発生の事態に円滑に対応することを目的として、「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」を設置して、必要な連絡調整を行う。

(ウ) 一斉帰宅の抑制

震災発生直後に人々が一斉に帰宅を開始した場合、交通渋滞や路上・駅周辺等の混雑を引き起こし、応急活動の妨げになるとともに、転倒や落下物による負傷をするなどの二次災害を受ける可能性がある。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に、次のとおり一斉帰宅を抑制する取組みを実施する。

① 企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

- ・従業員や児童・生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄の確保
- ・従業員や児童・生徒等の安否確認手段の確保
- ・従業員や児童・生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災

害用伝言ダイヤル171や災害伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

② 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導體制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、利用者が事業所内で被災した場合における避難誘導體制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施するよう努める。

③ 市民等への周知

県及び市町は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を市民等へ周知するとともに、①・②の取組について企業等への啓発を図る。

(エ) 一時滞在施設等の確保

市は、帰宅困難者を一時的に受入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、市有施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。また、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

(オ) 帰宅困難者の誘導等の体制整備

市は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の誘導について、警察等の関係機関との協力体制の構築に努める。また輸送において、(一社)栃木県バス協会に協力が得られるよう連絡体制を整備しておく。

県は、栃木県帰宅困難者対策連絡会議を通じて、市町に対して必要な支援を行う。

(カ) 徒歩帰宅者への支援

県は、協定を締結した民間事業者に対して、災害時帰宅支援ステーションの開設を要請し、徒歩帰宅困難者へ水やトイレ、災害情報等を提供するなど、徒歩帰宅者の支援体制を整備する。

(キ) 外国人への支援

市は、佐野市国際交流協会と連携し、外国人の帰宅困難者に対して多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

県及び栃木県国際交流協会は、市町及び各市町の国際交流協会に対して必要な支援を行う。

ウ 不特定かつ多数の利用者がいる施設及び観光客等の対策

市及び県警察は、大規模小売店舗、映画館等不特定かつ多数の人の集まる場所や有名社寺等の観光地の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第6 避難所管理・運営体制の整備

風水害等対策編第1章第3節第4「避難所管理・運営体制の整備」を準用する。

第7 県外へ避難した避難者への支援

風水害等対策編第2章第6節第15「県外へ避難した避難者への支援」を準用する。

第8 県外避難者受入

風水害等対策編第2章第6節第16「県外避難者の受入」を準用する。

第4節 防災訓練計画

風水害等対策編第1章第4節「防災訓練計画」を準用する。

第5節 避難行動要支援者支援計画

市は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難である「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成や、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備、公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の安全確保を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第5節「避難行動要支援者支援計画」の定めによるものとする。

第1 地域における避難行動要支援者の安全確保

避難行動要支援者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助け合う環境の整備が重要である。そのため、市は、町会・自主防災組織、消防、警察、民生委員児童委員、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者の地域支援体制を整備する。

1 社会福祉施設等の安全対策

(1) 耐震対策の促進

市は、自力避難が困難な者が多数入所・通所する社会福祉施設の耐震化を促進する。

第6節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

市は、大規模災害の発生直後における市民生活確保のため、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、防災資機材等の備蓄と調達体制の整備を行う。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第6節「物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備」の定めによるものとする。

第1 食料、飲料水、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

被災者に対して必要な食料、飲料水、生活必需品を迅速に供給するため、緊急時に必要となる物資を備蓄するとともに、関係機関の協力を得て供給体制の整備を行う。

1 市民に対する備蓄の啓発

市は、平素から広報紙、パンフレット、各種講習会等を利用して、自らの命は自らが守るという自助の精神に基づいた市民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行い、非常持ち出し品のほか、家族構成等に応じた最低3日分（推奨1週間以上）相当の食料、飲料水、生活必需品の家庭内備蓄の促進を図る。

第7節 震災に強い都市づくり計画

市は、都市整備に関係する機関と協力して、道路、公園、河川等の骨格的な都市基盤としての公共施設整備のほか、住宅、産業、教育・文化、医療・福祉等の施設の配置についても計画的な土地利用を図り、防災上危険な市街地の解消を図るなど総合的な施策を展開し、震災に強い都市づくりを推進する。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第7節「災害に強い都市づくり計画」の定めによるものとする。

第1 震災に強い都市整備の計画的な推進

1 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路、都市河川等の主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路等を総合的、一体的に整備することが重要である。

本市を震災に強い都市構造とするため、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備事業を県と連携して推進する。

2 防災機能を有する施設の整備

市、県、関係機関は、相互連携により、土地区画整理事業等の都市基盤の整備に併せて、震災時における応急対策の拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

特に、災害時の重要拠点となる庁舎や消防本部等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

3 地震・火災に強い市街地の形成

建築物の不燃・耐震化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の指定による火災に強い市街地への誘導等により、地震・火災に強い市街地の形成を図る。

4 要配慮者に配慮した施設の整備

風水害等対策編第1章第5節第2の6「社会福祉施設等の安全対策」のとおり整備を推進する。

5 再生可能エネルギーの利活用促進

市は、震災時のエネルギー確保のため、再生可能エネルギーの導入を行うとともに、一般家庭や事業所、防災拠点等への導入促進を図り、地震に強い都市づくりを推進する。

第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法による「第6次地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、令和3年から令和7年度末までの五箇年で次の掲げる防災基盤の計画的な整備を推進する。

1 消防用施設

2 公立小中学校校舎の耐震補強

第8節 地盤災害予防計画

地震に起因する地盤災害から市域を保全し、市民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき災害危険区域を設定し、計画的な災害予防対策を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第9節「土砂災害・山地災害予防計画」の定めによるものとする。

第1 軟弱地盤対策

市、県及び公共・公益施設の管理者は、市の南部平地等の液状化の被害が想定される地域における施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止・軽減する対策を適切に実施するよう努める。また、大規模開発においては、市及び県等と十分な連絡調整を図る。

第9節 農業災害予防計画

風水害等対策編第1章第11節「農業災害予防計画」を準用する。

第10節 火災予防計画

大規模地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、地震に起因して発生する火災によるところも大きい。したがって、震災被害の拡大を防止するために、消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。

また、倒壊家屋等からの負傷者の救出を図るため、消防団や町会・自主防災組織での資機材の備蓄等を推進する。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第1章第12節「火災予防計画」の定めによるものとする。

第1 出火防止

1 一般火気器具からの出火防止

市は、地震による火災の発生を未然に防ぐため、防災訓練及び広報紙等を通じて次の事項等の出火防止についての知識の普及を図る。

- (1) 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。
- (2) 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動消火装置の一層の普及を図る。
- (3) 住宅用火災警報器及び通電火災を防止する感震ブレーカーの普及を図る。

2 化学薬品からの出火防止

学校や事業所等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

このため、市は平素から次の措置の徹底を図っておくものとする。

- (1) 混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど、適切な管理を行う。
- (2) 引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

第2 初期消火力の強化

- 1 震災時における初期消火の実効性を高めるために、消火器、消火バケツを家庭、地域、事業所等に普及する。
- 2 初期消火の技術指導の普及を図る。

第3 地域住民等の協力

- 1 家庭及び事業所において、出火防止・初期消火の徹底を図るとともに、地域においても消火器具等を設置するよう消防機関と協力して推進する。
- 2 地域及び事業所において自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に防災訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識・技術を習得し、震災時に備える。

第4 消防団の活動体制の整備

非常時には消防団への連絡手段に不備が生じることも予想されるため、大規模地震が発生した際の連絡手段、指揮系統の確立について計画を作成する。

第11節 通信設備災害予防計画

風水害等対策編第1章第13節「通信設備災害予防計画」を準用する。

第12節 危険物施設等災害予防計画

その他大規模災害等対策編 第1章第8節「危険物等災害対策計画」を準用する。

第13節 建築物等災害予防計画

震災時における建築物の安全性を確保するため、市及び施設等の管理者は、建築物等の耐震性の強化等、必要な防災対策を講じる。

第1 建築物の耐震性の状況

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、建築物の耐震診断を実施するとともに、耐震性能を有しないと判断された建築物については、早急に耐震改修を実施することが重要である。

第2 建築物の耐震性確保

1 民間建築物の耐震性の強化促進

(1) 耐震診断、耐震改修の促進等

市は、耐震改修促進計画に基づき、必要な支援を行い、耐震診断、耐震改修及び耐震建替えを促進する。

(2) 耐震性に関する知識の普及

市及び県は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震工法、耐震補強等の重要性の啓発、耐震改修相談窓口の開設、耐震アドバイザー等の派遣、建築技術者向け耐震改修講習会の開催等の措置を講じ、既存建築物の耐震性向上を促進する。

(3) 関係団体等の協力

市及び県は、建築物の設計、施工について豊富な知識と経験をもつ一般社団法人栃木県建築士会、一般社団法人栃木県建築士事務所協会等の協力を得て、建築物の耐震性確保を図る。

2 公共建築物の耐震性の強化

(1) 市庁舎等の整備

災害時に本部が設置され、応急対策の活動拠点となる市庁舎、消防庁舎、避難拠点となる公民館等、また、不特定多数の人が出入りする図書館等、公共建築物のうち重要度、緊急度等を勘案し、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じ耐震改修や建替え等を実施する。

なお、改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や手すり・障がい者用トイレ・点字ブロック等の設置など、要配慮者に配慮したものとする。

(2) 学校施設の整備

災害時における児童・生徒、教職員等の安全の確保を図るため、また、被災者を一時的に収容保護するため、安全確保及び要配慮者への対応の観点に立った次のような整備を図る。

ア 校舎等の耐震性の確保

耐震診断を実施し、必要に応じ耐震補強工事を実施するとともに、国が示す技術基準に基づいて、構造体の耐震化と併せて、非構造部材の落下防止対策に努める。

イ 設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめとしてテレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、児童生徒等や教職員

等の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

避難所等、医療救護施設、社会福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は耐震診断を実施し、必要に応じて順次改修等の実施に努める。

3 その他必要な予防対策の実施

防災上重要な建築物は、復旧活動における拠点施設としても重要であるため、次に示す防災対策を推進する。

(1) 防災設備等の整備

市、その他の施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- ア 非常用電源の確保
- イ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- ウ 配管設備類の固定・強化
- エ 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- オ その他防災設備の充実

(2) 施設の維持管理

市、その他の施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、維持管理に努める。

- ア 点検結果表
- イ 現在の図面及び防災関連図面
- ウ 施設の維持管理の手引

第3 老朽危険建築物等に対する調査、指導

建築基準法に基づき、老朽建築物で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度について調査し、除却、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講じるよう所有者等に対して指導、助言を行う。

また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第4 ブロック塀等の倒壊防止及び窓ガラス等の落下防止

1 ブロック塀等の倒壊防止

昭和53（1978）年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が大きく、死亡事故も発生したことから、ブロック塀等倒壊防止のための施策を推進してきたが、阪神・淡路大震災においても、多くの被害が生じ、平成30（2018）年1月に発生した大阪府北部地震においても倒壊による被害が発生した。

このため、市は、県と連携してブロック塀等の倒壊防止のため、市民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進するとともに、危険ブロック塀等の除去に対する助成制度の周知・活用促進を図る。

また、町会・学校等と連携し、通学路における危険なブロック塀等の実態調査を実施し、地震等でのブロック塀等の倒壊による事故防止に努める。

2 窓ガラス等の落下防止

市は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、広告塔、タイル等の落下の危険のあるものについて、市民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

3 エレベーターの安全対策

市は、地震発生時のエレベーター閉じ込め防止等における安全基準の普及啓発を実施するとともに、必要に応じて改善の指導を行う。

第5 家具等転倒防止

市は、タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレット等の配布を通じて、市民に対し家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

第6 震災建築物応急危険度判定制度の整備

地震による被災建築物の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、市は県と連携を図り、応急危険度判定制度を整備する。

1 震災建築物応急危険度判定士の養成推進

被災建築物の応急危険度を判定する技術者を確保するため、県の震災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき実施する応急危険度判定士の養成に、市内の建築技術者の参加を推進する。

2 応急危険度判定士の運用・支援体制の整備

応急危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

3 応急危険度判定実施体制の整備

県内関係機関との連絡調整及び応急危険度判定実施体制について整備する。

第14節 文化財災害予防計画

風水害等対策編第1章第15節「文化財災害予防計画」を準用する。

第15節 公共施設等災害予防計画

第1 道路施設

地震によって道路施設が被害を受けることは、市民の避難、消防、医療活動等の各種応急対策活動に大きな支障をもたらす。

このため、道路施設が地震時においてもその機能が確保できるよう、道路施設の耐震性の強化を推進する。

1 対策

(1) 道路の整備

地震時における道路機能を確保するため、落石等の危険箇所の点検・パトロールを実施し、補強等対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次、対策事業の実施を図る。

(2) 橋りょうの整備

道路施設のうち、橋りょうは、被災を受けた場合において交通に重要な影響を与えるため、東日本大震災の教訓に基づいた「道路橋仕方書V耐震設計編」（平成29年11月）の基準に合致した耐震性の高い橋りょうの整備を行う。

また、既設橋りょうについても、防災点検結果等に基づき補強等の対策が必要な橋りょうについては、緊急性の高い橋りょうから順次対策を実施する。

2 緊急輸送ネットワークの整備

風水害等対策編第1章第16節第1の4「緊急輸送ネットワークの整備」を準用する。

第2 鉄道施設

東日本旅客鉄道株式会社及び東武鉄道株式会社は、構造物の建造にあたっては、耐震性に十分配慮するとともに、従来の構造物も補修、改良により耐震性の強化を図り、その整備に努める。また、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

1 施設等の整備

施設等構造物の建造にあたっては、関係基準に定められた安全設計を行う。

また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、定期的に補修・改良に努める。

2 施設等の点検巡回

施設関係職員による定期的な点検、巡回を行い、災害を最小限に止める。

3 運転規則

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規則によって災害の防止に努める。

(1) 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

(2) 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

(3) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄りの駅まで運転し、駅の指示を受ける。

(4) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

第3 飛行場外離着陸場施設

風水害等対策編第1章第16節第3「飛行場外離着陸場施設」を準用する。

第4 上水道施設

風水害等対策編第1章第16節第4「上水道施設」を準用する。

第5 下水道施設

風水害等対策編第1章第16節第5「下水道施設」を準用する。

第6 電力施設

震災時における電力供給の確保を図るため、東京電力パワーグリッド株式会社では、次の予防措置を講ずる。

1 設備の安全化対策

(1) 電力施設

電力施設については、下記の耐震設計基準に基づき施設されており、軟弱地盤等、特に問題のある箇所についてはきめ細かい設計を施工する。

施設名		耐震設計基準
水力発電		機器の耐震設計は、水平加速度0.3~0.5G、ダム、水門、鉄管は水平震度0.1~0.3G、建物は建築基準法により耐震設計を行っている。
変電設備		機器は、水平加速度0.3~0.5G、動的設計（正弦3波共震）、屋外鉄構は水平震度0.3~0.5Gとしている。
送電設備	架空線	地震力の影響は、氷雪、風圧による荷重に比べ小さいので、これらの荷重を基礎として設計している。
	地中線	油槽台設計については、建築基準法により耐震設計を行っている。
配電設備		地震力の影響は、氷雪、風雨及び不平均張力による荷重に比べて小さいので、これにより設計している。
通信設備		変電、送電、配電設備に準じて設計を行っている。

(注) 1Gは980ガル

(2) 電力の安定供給

ア 電力系統は、発・変電所、送電線が一体となり運用しているが、供給力逼迫時は、他電力からの応援を受ける体制を整えている。

イ 震災時においても、停電の回避、停電しても停電範囲の極限化、停電時間の短縮化が図られるよう操作を行うとともに、常日頃の訓練や体制を整える。

2 要員、資機材の確保対策

(1) 要員の確保

ア 非常災害対策本部・支部構成表に基づく個々の要員（交代要員を含む。）を定め、連絡経路・方法等を確立しておく。また、交通途絶等により所属する本部・支部に出動することが不可能な場合を想定し、個々の要員について、出動すべき最寄りの事業所を定めておく。

イ 復旧作業等において応援を必要とする請負会社等との連絡体制を確立しておく。

(2) 資機材等の確保対策

ア 復旧作業等に必要な資機材、車両、舟艇、航空機等及び無線局等について、あらかじめ災害時における調達等について特約しておく等、その確保、整備に努める。

イ 非常用食料、飲料水等についてあらかじめ必要量を備蓄する等、確保しておく。

3 防災訓練の実施

震災時の円滑な対応を図るため、情報連絡、復旧・災害対策用資機材の整備、点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を年1回、全店的に実施する。

訓練項目	実施時期及び場所
1 情報連絡訓練	年1回以上 (全店規模)
2 本・支部運営訓練	
3 復旧訓練(復旧対策の机上計画、復旧作業訓練等)	
4 災害対策用資機材の整備点検を主とする演習	

第7 都市ガス施設

風水害等対策編第1章第16節第7「都市ガス施設」を準用する。

第8 その他の公共施設の対策

1 河川管理施設等

河川管理者は、地震の発生による河川管理施設等の被災や二次災害としての水害の発生に備え、それぞれの施設の点検、警戒活動、広報活動、応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

(1) 河川管理施設等の整備

河川管理施設等のうち、重要な構造物については、耐震診断の検討を進め、耐震基準等により、各施設の耐震度を点検し、補強等対策工事の必要な箇所の整備を図る。

(2) 河川敷の緊急利用

地震により道路及び橋りょう等が被災し、道路交通が阻害された場合に備え、都市部における河川堤防の有効利用について、調査・検討し、緊急用道路として整備を図る。

2 廃棄物処理施設

風水害等対策編第1章第16節第8の2「廃棄物処理施設」を準用する。

第16節 鉱山、採石場災害予防計画

風水害等対策編第1章第17節「鉱山、採石場災害予防計画」を準用する。

第17節 救急・救助体制整備計画

風水害等対策編第1章第18節「救急・救助体制整備計画」を準用する。

第18節 医療体制整備計画

風水害等対策編第1章第19節「医療体制整備計画」を準用する。

第19節 文教施設等災害予防計画

風水害等対策編第1章第20節「文教施設等災害予防計画」を準用する。

第20節 防災拠点等整備計画

風水害等対策編第1章第21節「防災拠点等整備計画」を準用する。

第21節 広域応援体制整備計画

風水害等対策編第1章第22節「広域応援体制整備計画」を準用する。

第22節 孤立集落災害予防対策

風水害等対策編第1章第24節「孤立集落災害予防対策」を準用する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

市の地域に大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、県、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救出・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第1節「活動体制計画」の定めるところによる。

第1 地震発生時の活動体制

本市における地震の震度に応じた市の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、震度、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

震 度	配備の種類	災害の様態	体 制	配備要員
震度4	注意配備	① 小規模な災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合 ② 南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された場合	【注意体制】 小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	関係部局職員
震度5弱	警戒配備	① 中規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合 ② 中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合	【警戒体制】 災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制 災害警戒本部設置	関係部局職員 避難所開設担当職員
震度5強以上	非常配備	① 被害が拡大し、大規模な災害が発生するおそれがある場合 ② 大規模な災害が発生した場合又は甚大な被害を出すおそれのある場合	【非常体制】 災害応急対策を実施して災害の拡大に備える体制 災害対策本部設置	全 職 員 避難所開設担当職員

（注1） 配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

（注2） 震度5弱の場合、被害の状況によって警戒体制から非常体制へ移行する。

（注3） 震度5弱の場合、避難所を開設する。

第2 注意体制（小規模災害）

市内に震度4以上の地震が発生した場合、あるいは小規模な災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、注意体制をとる。関係部局職員は直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 地震に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の程度
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報を県（危機管理課）等へ報告
- (4) 必要に応じて関係部局等への通報
- (5) 必要に応じて副市長、市長等への報告
- (6) 災害応急対策(小規模)

また、南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された場合、関係部局職員は直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 南海トラフ地震に関する情報収集
- (2) 関係機関との情報共有
- (3) 必要に応じて市民に対し日頃の備えの再確認を呼びかける広報を実施

第3 警戒体制（中規模災害）

市内に震度5弱の地震が発生した場合、あるいは中規模な災害が発生又は発生するおそれがある、あるいは中規模又は局地的な災害が発生し拡大のおそれがある場合は警戒体制をとる。関係部局職員は直ちに登庁し、次の措置を講じる。また、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、情報収集又は応急活動に対応する。避難所開設担当職員は、担当避難所へ参集し、避難所を開設する。

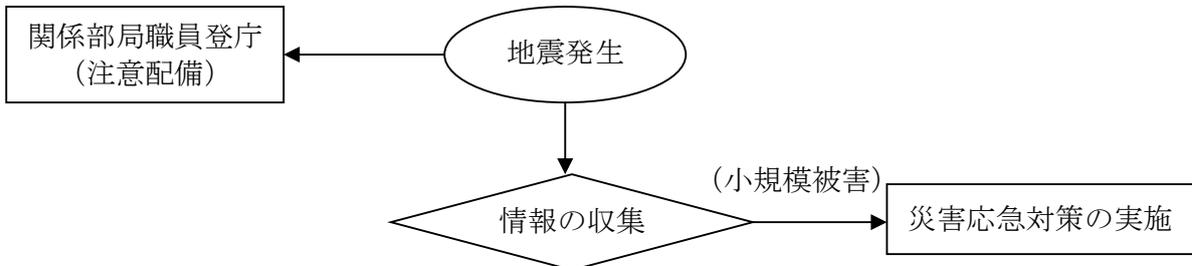
- (1) 地震に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の程度
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報を県（危機管理課）等へ報告
- (4) 被害情報を各部局等へ通報
- (5) 被害情報を各部課長及び市長等へ通報
- (6) 災害応急対策(中規模)
- (7) 災害情報に関する広報

第4 非常体制（大規模災害）

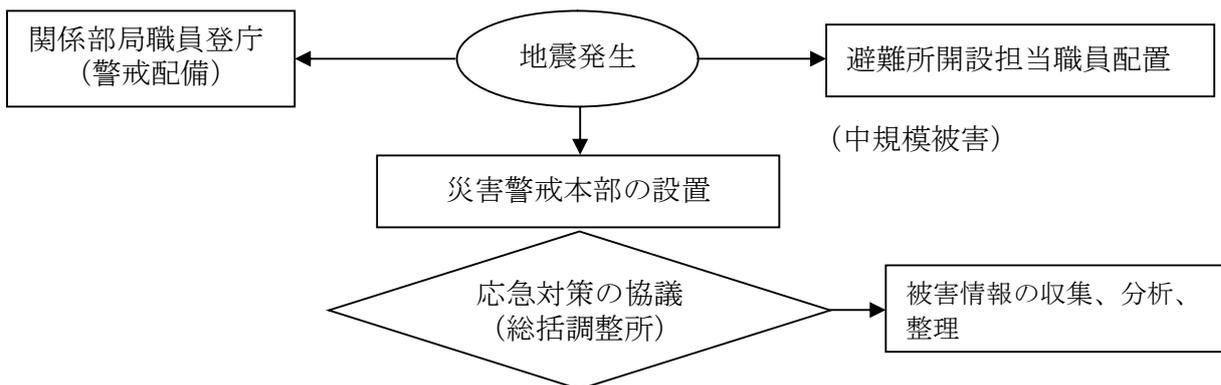
市内に震度5強以上の地震が発生した場合、あるいは被害が拡大し大規模な災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、災害対策本部を設置し、全職員が登庁し、全組織を挙げて災害応急対策を実施する。

第5 体制図

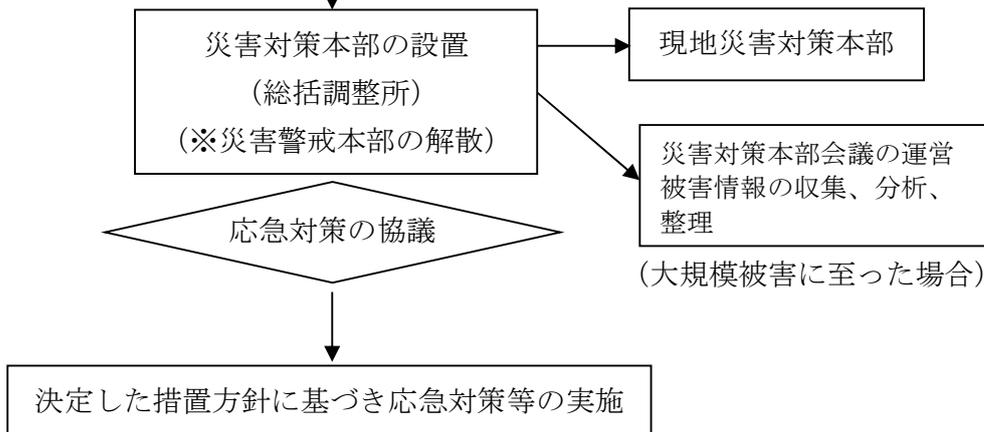
【注意体制】



【警戒体制】



【非常体制】



第6 佐野市災害警戒本部の設置

市内に震度5弱の地震が発生した場合、あるいは中規模な災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合、中規模又は局地的な災害が発生し拡大のおそれがある場合で、災害対策本部を設置するに至らない場合、又は災害対策本部を設置するまでの間、情報収集又は応急活動に対応するため、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

1 災害警戒本部の組織及び運営

(1) 設置基準

市は、次の基準により又は副市長が必要であると認めるとき、災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

ア 市内に最大震度5弱の地震が発生した場合（自動的に設置）

イ 市内に中規模な災害が発生又は発生するおそれがあるとき

ウ 市内に局地的な災害が発生し、拡大のおそれがあるとき

(2) 設置場所

災害警戒本部は、佐野市役所内に置く。ただし、庁舎に異常が生じた場合は、副市長の指定する場所に設置する。

(3) 組織及び運営

災害警戒本部の組織は以下のとおりとする。

ア 本部長 副市長

本部長補佐 危機管理監

副本部長 行政経営部長

本部員 総合政策部長、市民生活部長、こども福祉部長、健康医療部、産業文化スポーツ部長、都市建設部長、技術センター部長、議会事務局長、上下水道局長、教育部長、消防長

本部連絡員 副本部長及び各本部員（各部長）が指名した者

総括調整所 危機管理課、関係職員（必要と認める部局の職員）

イ オブザーバー 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者を会議に出席させ意見を聞くことが出来る。

ウ 本部会議

本部員のもとに本部会議を置き、本部長、本部長補佐、副本部長、本部員をもって構成する。

エ 本部連絡員

各部に本部連絡員をおく。

(ア)本部連絡員は、本部長の指令その他連絡事項を所属の部に伝達するとともに、各部所管の被害状況、応急対策等の実施状況、その他被害活動に必要な情報を取りまとめて本部員会議に連絡することを任務とする。

(イ)本部連絡員は、副本部長及び各本部員（各部長）が自部内から指名する。

オ 総括調整所

災害対策を的確かつ早急に実施するため、総括調整所を置く。調整所長は、危機管理課長が就く。

(4) 業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- ア 情報収集に関すること
- イ 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- ウ 災害対策本部会議の運営、被害情報の収集、分析、整理、応急対策方針等に関すること
- エ 災害対策本部の設置に関すること
- オ 災害応急対策の実施に関すること

(5) 解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

(6) 代決者

本部長不在時等の意思決定は副本部長（行政経営部長）が、本部長、副本部長とも不在時等の場合には、総合政策部長が行う。

第7 佐野市災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

市内に震度5強以上の地震が発生し、大規模な災害が発生するおそれ又は発生した場合又は大規模な災害が発生し甚大な被害を出すおそれがある場合は、災対法第23条の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

- ア 震度5強以上の地震が発生したとき（自動的に設置）
- イ 大規模な地震災害が発生するおそれがある又は発生した場合で、市長が必要と認めるとき
- ウ 大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき
- エ 災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき

(2) 本部の位置

本部は、佐野市役所内に置く。ただし、大規模地震により市役所が使用不能になった場合は、市長の指定する場所に設置する。

(3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続する。

(4) 本部並びに現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）の運用及び組織等

本部並びに現地本部の運用、組織編成及び事務分掌は、風水害等対策編第2章第1節

「活動体制計画」の定めによる。

2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置し、又は解散したときは、速やかに次のうち必要と認める関係機関等に公表するとともに、庁内及び住民に対し、防災行政無線、電話、防災メール、広報車、ホームページその他の確迅速な方法で周知する。

- (1) 市防災会議委員
- (2) 栃木県（危機管理課）
- (3) 総務省消防庁
- (4) 陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊
- (5) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- (6) その他の関係機関（国の関係省庁、隣接市町等）
- (7) 報道機関及び一般市民

3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、佐野市災害対策本部条例（平成17年条例第16号）の定めるところによる。

(1) 災害対策本部

本部事務局及び各部並びに現地災害対策本部の運営体制については、震災の規模や内容、時期に応じてその都度見直すなど柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には、継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて、従事職員のローテーションを確保するよう努める。

また、震災時における迅速かつ的確な応急活動等を行うために、事務局及び各部各班の業務について定める「職員初動マニュアル」について必要に応じた見直しを定期的に行う。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ震災時における人員、物資、情報及びライフライン等の活動資源が制限されることを想定した上で、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるよう準備しておく。

(2) 現地災害対策本部

土砂崩れ等による局地的な災害等で、人身被害、住家被害等が多数に及んだ場合、本部長は、必要に応じ災害地で本部の事務の一部を行う「現地災害対策本部」（以下「現地本部」という。）を置く。

ア 現地本部の設置期間

現地本部は、現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間設置する。

イ 現地本部の設置場所

現地本部は、災害現場付近に設置する。

ウ 現地本部の組織

(ア) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置く。

(イ) 現地本部長及び現地本部員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。

(ウ) 現地本部長は、本部長の命を受け現地の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

4 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 災害救助法の実施に関する事。
- (2) 災害予防及び災害応急対策の実施のための方針の作成に関する事。
- (3) 前号の方針に沿った災害応急対策の実施、調整に関する事。
- (4) 災害に関する情報の収集に関する事。
- (5) 本部の活動体制に関する事。
- (6) 現地本部の活動体制に関する事。
- (7) 関係する指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関相互の連絡調整に関する事。
- (8) 国、県、他の市町への応援要請に関する事。
- (9) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関する事。
- (10) 応援に関する事。
- (11) 災害広報に関する事。
- (12) 災害対策本部の解散に関する事。
- (13) その他重要な事項に関する事。

5 代決者

本部長が災害時に不在又は登庁困難な場合、若しくは登庁に時間を要する場合の意思決定は副本部長（副市長）、副本部長不在の場合は行政経営部長が行う。

6 災害対策本部職員の証票等

本部長、本部長補佐、副本部長、本部員、その他の職員は、災害対策活動に従事するとき、所定の腕章を着用する。また、災害対策活動に従事する本部の車両には、所定の標旗を付す。

7 国及び県との連携

- (1) 本部長は、緊急な支援が必要と判断した場合、県の職員の派遣を要請し、避難情報、応急救助、その他市が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や援助を受ける。
- (2) 災害対策本部は、災害応急対策を実施するために、国の非常（緊急）災害現地対策本部及び県の現地対策本部と密接な連携を図る。

第8 動員

1 動員体制の整備

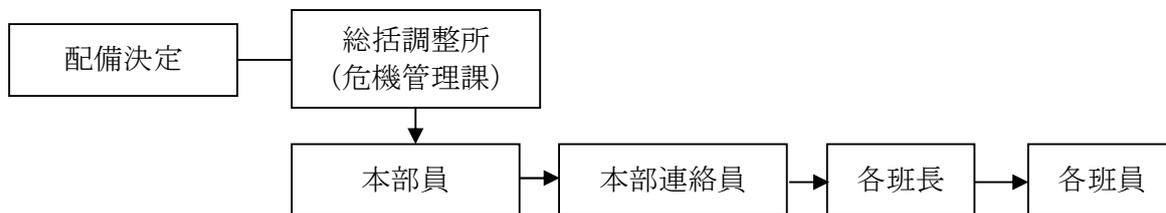
- (1) 各所属長は、所属職員一人一人に動員区分と業務内容を周知するとともに、特に勤務時間外、休日等における迅速かつ的確な動員が行われるよう、職員の動員計画表あるいは連絡系統図等を作成し、常に動員体制の整備に努める。
- (2) 配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において災害の発生を知ったとき、又は動員の伝達を受けたときは、あらかじめ定められた場所に直ちに登庁し、災害応急対策業務に従事する。

2 動員の伝達方法

非常配備時における職員等への伝達は、次により行う。

ア 非常配備（災害対策本部設置）

配備（種別）決定により、総括調整所（危機管理課）が次の順序により行う。



イ 自主参集

勤務時間外に地震が発生した場合、職員は参集命令を待たずに、テレビ等で地震情報を確認して自主参集し、定められた災害応急対策業務に従事する。

ウ 消防団に対する伝達

消防団長は、消防長から本部設置に伴う配備体制の連絡を受けたときは、直ちに出勤できる体制を確立するよう各分団長に対し、電話、伝令等により指令する。

消防団への伝達は、消防長が行う。

エ 参集困難な際の措置

大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、指定避難所等最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い防災活動に従事する。

オ 参集時の留意事項

① 参集時の服装等

参集途上での活動や応急対策活動に適した服装とする。また、参集時は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具等を持参する。

なお、各職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておく。

② 参集途上の措置

a 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

b 緊急措置

職員は、参集を最優先するが、参集途上において火災や人身事故等の緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集する。

カ 参集職員が少ない場合の措置

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により緊急初動班を編成して必要な業務を行う。

初動期に必要な主な業務は、次のとおりである。

① 地震情報・被害状況等の収集、把握、報告（県、消防本部、警察等と連絡）

- ② 災害対策本部の設置準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ、防災服、腕章等）
- ③ 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- ④ 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- ⑤ 避難所の開設（住民の避難状況、避難所等の被災状況の把握）
- ⑥ ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上水道等）

大規模（震度5強以上）地震発生時の初動フロー

時系列的事項	実 施 内 容
1 参集準備	職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかる。
2 人命救助	職員は、自宅周辺の被災状況を把握し、必要により人命救助等の適切な措置を講じてから参集する。
3 被害状況の収集	職員は、参集途上における被害状況等の情報収集を行う。なお、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
4 参集	<ul style="list-style-type: none"> (1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、佐野市役所等勤務地に参集する。 (2) 災害その他により、佐野市役所等勤務地に参集できない職員は、避難所等最寄りの公共機関等に参集して防災活動に従事するとともに、その旨を所属長に報告する。 (3) 各施設に直行した職員は、施設の被害状況、避難状況を把握する。
5 被害状況の報告	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職員は、収集した情報を所属長に報告する。 (2) 各所属長は、被害状況を行政経営部長に報告する。 (3) 速やかに、分かる範囲で、可能な手段で、県（危機管理課）に報告する。
6 緊急初動班の編成	先着した職員により緊急初動班を編成し、順次初動期に必要な業務にあたる。
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

第9 業務継続性の確保

風水害等対策編第2章第1節第11「業務継続性の確保」を準用する。

第10 複合災害への対応

大規模地震後の風水害など、地震と風水害の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく必要がある。

第2節 相互応援協力・関係機関との連携等計画

風水害等対策編第2章第2節「相互応援協力・関係機関との連携等計画」を準用する。

第3節 災害情報収集・伝達計画

市は、地震が発生した場合、速やかな災害情報収集に努め、災害応急対策活動や市民の避難等に必要な情報伝達を行う。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第3節「災害情報収集・伝達計画」の定めによる。

第1 情報の収集

市及び防災関係機関等は、次により迅速な情報収集に努める。

1 地震情報等の発表・伝達

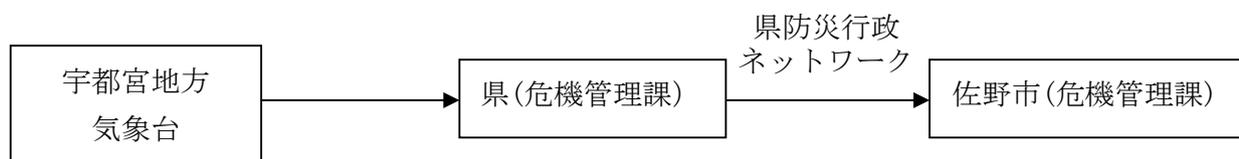
(1) 宇都宮地方気象台は、次の場合に地震に関する情報等を発表する（観測点は、気象庁、県、防災科学技術研究所が管轄するもの）。

ア 県内の観測点のいずれかで、震度1以上が観測された場合

イ 県内で地震による被害が発生した場合

ウ その他、必要と認められる地震が発生した場合

(2) 地震情報等の伝達系統は、次のとおりとする。



2 市の情報収集

市は、防災行政無線、携帯電話、町会等を通じての連絡により、管内の被害状況等の早期把握に努め、遅滞なく県及び防災関係機関に通報する。

第2 収集すべき被害情報

市は、次に掲げる項目について把握する。

○災害発生直後

- 1 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- 2 家屋等建物の倒壊状況
- 3 火災等の二次災害の発生状況及び危険性
- 4 避難の必要の有無及び避難の状況
- 5 市民の動向
- 6 道路及び交通機関の被害状況
- 7 電気、水道、ガス、電話等ライフラインの被害状況
- 8 要配慮者関連施設（下記等）の被害状況
児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設、障がい者支援施設、障がい者サービス事業所、身体障がい者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他
- 9 その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

○その後の段階

- 1 被害状況
- 2 高齢者等避難、避難指示又は警戒区域の設定状況
- 3 避難所等の設備状況
- 4 避難生活の状況
- 5 食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
- 6 電気、水道、ガス、電話等ライフラインの復旧状況
- 7 医療機関の開設状況
- 8 救護所の設置及び活動状況
- 9 傷病者の収容状況
- 10 道路及び交通機関の復旧状況

第3 情報の伝達体制

1 市の報告

(1) 市は、市内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

なお、「栃木県火災・災害等即報要領」に基づく基準は資料編11-1のとおりである。

ただし、市域内で震度5強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。

また、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

2 情報の報告・伝達手段

災害発生時における報告・伝達は、最も迅速・確実な手段により行うこととし、通信の輻輳、途絶等により通信が困難となった場合は、風水害等対策編第2章第4節「通信運用計画」により、あらゆる手段を利用して行うよう努める。

第4節 通信運用計画

風水害等対策編第2章第4節「通信運用計画」を準用する。

第5節 災害広報計画

風水害等対策編第2章第5節「災害広報計画」を準用する。

第6節 避難対策計画

基本的には、風水害等対策編第2章第6節「避難対策計画」の定めるところによるが、特に地震が大規模である場合の避難指示と避難所等の開設について、次のとおり定める。

第1 避難指示等

震災対策における避難指示等は、次のような場合に、必要な範囲の住民に対して行う。

- 1 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき
- 2 ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき
- 3 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき
- 4 工作物等の倒壊の危険があるとき
- 5 その他特に必要があると認められるとき

第2 避難誘導及び避難経路

1 避難の誘導

避難の誘導は、町会・自主防災組織、防災士及び消防団員、警察官等が次により行うものとし、避難経路は安全な経路を選定して行う。

(1) 市民の誘導

町会・自主防災組織、防災士及び消防団員、警察官等は、市民が安全、迅速に避難できるよう、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者（避難行動要支援者等）については、町会・自主防災組織が援助者を定めて避難させる等して速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

デパート、ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施する。

(3) 帰宅困難者・徒歩帰宅者の誘導

市は、観光客等の帰宅困難者の帰宅を支援するため、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。また、徒歩帰宅者に対しては、集客施設の事業者・管理者等の協力を得て、食料や水、トイレ、休憩場所の提供を行うとともに、災害情報の提供や消防、警察等に対する通報等への支援を図る。

2 案内標識の設置

災害時に速やかに避難できるよう各避難所の案内標識を設置し、避難の際には各案内標識を目印に避難を行えるよう措置する。

第3 避難所の開設

1 職員の派遣

市は、市内において震度5弱以上の地震が発生した場合は、平日・休日にかかわらず、あらかじめ市が指定した避難所へ率先して避難所開設担当職員を派遣し、避難所開設の準備、

情報収集を行う。避難所開設担当職員は、避難住民の実態把握と保護にあたるものとし、町会（自主防災組織）等と協力して避難所を管理し、常に災害対策本部と情報連絡を行う。

また順次、その他の指定避難所へは避難者の状況に応じて、職員を派遣する。

2 避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 避難所開設担当職員及び施設管理者によるチェック

避難所開設担当職員及び施設管理者は、地震発生後速やかに目視等により避難所となる施設の安全性を確認する。

(2) 震災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士によるチェック

必要により震災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の有資格者を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。

3 被災・避難状況の把握

避難所開設担当職員は、施設管理者と協力し、建物の被災状況、被災者の避難状況等を把握し、本部へ報告する。

4 避難所の運営

(1) 市は、自主防災組織、町会、ボランティア、NPO、防災士等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあつては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ごみ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(2) 避難所の運営にあつては、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については極力様々な手段を講じてでも情報提供を行うよう努める。また、要配慮者等を始めとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障がい者・外国人等への情報伝達においては、多言語表示シートの提示等により配慮する。

(3) 市は、避難所の衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。

また、感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(4) 市は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔ケアなどの健康問題の発生の予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(5) 市は、警察署と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。

(6) 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

特に、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用の更衣室や授乳室の設置、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全及び子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。また、佐野市男女共同参画推進センターは、女性に対する暴力等の相談窓口の情報提供に積極的に努める。

- (7) 市は、救護所・避難所等における、人権の侵害等についての予防・把握・改善に努める。
- (8) 市は、通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、速やかに避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。
- (9) 市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の合意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け使用させることができる。
- (10) 市は、災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに市庁舎と避難所との連携体制を確立する。
- (11) 市は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。
- (12) 市は、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

5 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

6 仮設トイレの設置等

避難施設のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

7 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるため、仕切り板の設置等避難者への配慮を行う。

8 栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）による支援

市は、要配慮者の福祉的支援のニーズの把握やスクリーニング、各種相談対応等が必要な場合は、福祉専門職で編成される栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）の派遣を県に要請する。

県は、県社会福祉協議会及び福祉関係団体との栃木県災害福祉広域支援協議会を活用し、栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）を派遣する。栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）は、発災直後に先遣隊を派遣することなどにより、避難所の福祉ニーズの速やかな把握を行い、本隊派遣の必要性の有無を迅速に判断する。

その後、本隊を派遣する場合においては、避難所等において市と連携し、専門的見地から要配慮者等福祉的支援が必要な者のニーズの把握やスクリーニング、各種相談対応、避難所の環境整備等を実施する。

第4 要配慮者への生活支援

1 要配慮者への日常生活の支援

市は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。また、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請するなどの避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

2 被災児童・生徒等への対策

市は、被災により生じた児童・生徒や高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災により精神的ダメージを受けた児童・生徒、高齢者等について、各種相談所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

3 在り外国人への対策

市は、被災した在り外国人に対して、(公財)栃木県国際交流協会等との連携のもとにカウンセリングを実施し、生活再建や安全確保等に関する適切な指導、助言を行う。

第5 こころのケア対策

市は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

第6 避難所外避難者への支援

近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難所を選択し、避難所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

1 避難所外避難者の把握

市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。また県は市町に対し、助言等による支援を行う。

2 必要な支援の実施

市は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援を行う。

第7 避難計画の作成

市は、住民が安全、迅速に避難できるよう、次の事項に留意して、あらかじめ避難計画を作成し、町会・自主防災組織等の単位ごとに避難組織の整備を図る。なお、市長は、学校等の施設を避難予定場所に指定した場合には、当該施設の管理者にその旨の通知を行い、必要がある場合には、避難所の開設、運営について協力を求める。

- 1 避難予定場所の所在地、名称、概況、収容可能人員
- 2 高齢者等避難、避難指示の伝達方法
- 3 避難経路、誘導方法
- 4 避難所の開設、運営方法
- 5 避難に必要な準備、携帯品
- 6 要配慮者の避難支援の方法
- 7 その他必要事項

第8 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難施設の供与は次の基準により実施する。

- 1 対象
災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者。
- 2 内容
原則として学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他適切な方法により実施する。
避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- 3 費用の限度
避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則第2条に定める額以内である。ただし、福祉避難所（避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者等を収容する避難所）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算して得た額の範囲内とする。
 - (1) 賃金職員等雇上費
 - (2) 消耗器材費
 - (3) 建物の使用謝金
 - (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
 - (5) 光熱水費
 - (6) 仮設便所等の設置費
- 4 期間
避難施設供与の期間は、災害発生の日から最大限7日以内。ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長する。

第9 広域避難

1 市域を越えた避難等

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市域のみでは十分な避難者の受入れが実施できないときは、災害時における市町相互応援に関する協定により、県内他市町に応援を要請する。この場合、県は円滑に実施するための支援協力を行う。

2 県域を越えた避難

市は、県域を越えた市町村への受入れについては県に対し当該他の都県との協議を求める。県は、県域を越えた避難・収容が必要と認められるときは、他の都道府県及び国に対し応援を要請する。

第10 広域一時滞在対策

市は、市域で災害が発生し、被災した住民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、被災した住民の受入れについて、他の市町に協議することができる。協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、市は、県と協議を行い、被災した住民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。また県は、他の都道府県に被災市民の受入れについて協議する。

第11 県外へ避難した避難者への支援

県は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため、全国避難者情報システム等を活用して県外避難者に関する情報を収集し、避難元市町に提供する。市は、県と連携して、市に関する情報等の県外避難者への提供に努める。

第12 県外避難者の受入

1 初動対応

市は、大規模災害の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として第6の1に準じて避難所を開設する等、その受入に努める。

県は、自県民の被災状況を考慮して、大規模災害の発生等により県域を越えた避難者が発生したと認められる場合は、次のとおり対応し、市はこれに協力する。

（1）受入方針の決定

県は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収集を行い、併せて、災害対策本部に当該自治体の連絡員を受け入れる等避難元自治体と必要な連携を図った上で、市町と調整の上、県外避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

(2) 避難所の設置

県は、あらかじめ選定してある県有施設に県外広域避難所を設置する。

市は、県からの要請に基づき、避難所の中から選定して県外広域避難所を設置する。

(3) 避難所の運営

市は、原則として第6の2に準じて県外広域避難所の運営を行う。

県は、原則として市町が行う県外広域避難所の運営を支援する。

(4) 総合案内所の設置

県は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに備えて庁内又は現地付近の道の駅等に総合案内所を設置し、次の業務を行う。

ア テレビ、ラジオ等を活用した総合案内所についての一般周知

イ 県内において県外避難者が受入れ可能である避難所に関する情報の整理

ウ 県外避難者の受入れに関する問い合わせへの対応

エ 県外広域避難所に関する情報提供

オ その他必要と認められる措置

(5) 避難環境の整備

県は、災害等の状況に応じて、市町及び関係機関と調整の上で、発災からの事態の経過に応じて次に掲げる避難環境の整備を行う。

ア 県営住宅、市町営住宅

イ ホテル、旅館等

ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）

エ 雇用促進住宅その他国有施設

2 避難者の支援

(1) 県外避難者情報の収集

県は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため必要に応じて県外避難者に関する情報を収集し、避難元自治体に提供する。

(2) 県外避難者への総合的な支援

市及び県は、自主防災組織、自治会、ボランティア、市町社会福祉協議会等と協力して、第6から第8に準じた県外避難者の支援に努める。

(3) 県外避難者への情報提供

県は、避難元自治体と連携して、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努める。

(4) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

市及び県は、県社会福祉協議会や市町社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第7節 消防計画

市は、地震発生時における出火防止、初期消火、初期救出、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

なお、この計画中に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第7節「消防計画」の定めるところによる。

第1 消防本部の活動計画

地震によって発生する火災の形態及び件数は、地震の強さ、地震の状況、都市形態、季節及び時間等によって大きく影響される。従って、消防活動は火災の件数の多少、火災の大小により、その防御方法を大きく変化させる必要があるが、次の各事項を優先する。

1 火災対応の優先

震災時においては、火災、救助、救急といった事案が同時に多発し、災害全般に対し消防力が劣勢になることが懸念される。

このような状況下で、人的・社会的被害を最小限に食い止めるために必要な消防の任務は、火災の早期発見と一挙鎮圧を最優先とし、初動時には全組織力を挙げて消火活動に着手する。

2 市街地火災消火の優先

大規模な火災により多数の消防隊を要する場合、市街地に面する部分及び市街地への延焼阻止を優先した消火活動を行う。

3 避難所、避難道路確保の優先

延焼火災の多発、火災が拡大する場合には、人命を優先し、避難誘導とともに避難所等や避難道路の確保を優先した活動を行う。

4 重点防御地域の優先

危険物施設等の重要対象物をあらかじめ定め、災害の状況から総合的判断して重点的に防御すべき地域へ部隊を投入する。

火災が鎮圧状態となり他への延焼危険がなくなった場合は、残火処理を消防団、自主防災組織等に委ね転戦する。

市内で同時多発する火災が全て鎮圧状態となった場合には、救助及び救急活動を主眼に活動を行う。

第2 消防団の活動計画

地震発生時における消防団の活動は、次のとおりとする。

1 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（消火、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は地域住民と協力して初期消火に努める。

2 情報収集活動

携帯電話、自転車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、消防本部、警察署等に正確に伝達する。

3 消火活動

分団区域内の消火活動あるいは避難路、避難所等確保のための消火活動を消防署に協力して行う。

4 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当てを行い、安全な場所に搬送する。

5 避難誘導

高齢者等避難・避難指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、本部と連絡をとりながら避難所等まで安全に地域住民を避難誘導する。

第3 市民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

- 1 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- 2 プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- 3 電気器具は電源コードをコンセントからはずす。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- 4 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。
- 5 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。
- 6 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるため、119番通報については、火災発生、救助、救急要請等必要な情報のみ通報する。

第4 事業所の活動

1 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

2 火災が発生した場合の措置

- (1) 防災管理者又は防火管理者の指揮により、自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 二次災害防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- (2) 県警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等の可能な手段により直ちに通報する。
- (3) 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

第8節 救急・救助活動計画

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については、一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、市民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また、負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第10節「救急・救助活動計画」の定めるところによる。

第1 市民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、近隣住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自らの身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたる。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

第2 市の救出活動等

1 救出活動

災害が広範囲に渡る等のため、消防機関等のみでは迅速な救出活動は困難と判断した場合、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 迅速・的確な救出活動

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

(2) 応援協定に基づく応援要請

自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合、応援協定に基づき協定締結市町から必要な資機材を緊急調達し、あるいは市内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

(3) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼し、要救出者の救助を行う。

2 救急活動

(1) 迅速な医療救護活動を行うため、佐野市医師会と連携のうえ、災害現場等に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

(2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

(3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合等には、県等に対して消防防災ヘリコプター、ドクターヘリコプターの運航要請又は自衛隊派遣要請を求め、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

3 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うにあたって、各防災関係機関と相互に情報を提供し、効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

第9節 災害救助法の適用計画

風水害等対策編第2章第11節「災害救助法の適用計画」を準用する。

第10節 輸送計画

基本的には、風水害等対策編第2章第12節「輸送計画」に定めるところによるが、地震発生時に緊急輸送の確保を図るため、自動車運転手がとるべき措置等について定める。

第1 被害状況の把握等

1 被害状況の把握

大地震発生後、道路の陥没、橋りょうの落下、その他の交通の障害状況を的確に把握するため、速やかに都市建設部を中心に調査班を編成し、道路の被害状況を調査する。また、佐野警察署、他の道路管理者から交通規制状況や管理道路の被害状況を把握するとともに、消防団、町会等から各地区における道路被害状況等を収集し、道路の通行可能状況を把握する。

2 広報の実施

市は、把握した道路通行状況等について広報車等により広報を行い、市民及び自動車運転者に運転の自粛や協力を求める。

第2 運転者のとるべき措置

地震が発生した場合、運転手は次の措置をとる。市はあらかじめ当該事項を広報紙等で周知を図るとともに、地震発生時には広報車等により周知徹底を図る。

1 地震が発生した際、走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所に駐車しない。

2 避難のために車両を使用しない。

3 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとる。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

- (3) 通行禁止区域内等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

第11節 食料供給計画

風水害等対策編第2章第13節「食料供給計画」を準用する。

第12節 給水計画

風水害等対策編第2章第14節「給水計画」を準用する。

第13節 生活必需品・燃料等供給計画

風水害等対策編第2章第15節「生活必需品・燃料等供給計画」を準用する。

第14節 住宅応急対策計画

風水害等対策編第2章第16節「住宅応急対策計画」を準用する。

第15節 医療・救護計画

風水害等対策編第2章第17節「医療・救護計画」を準用する。

第16節 保健衛生計画

風水害等対策編第2章第18節「保健衛生計画」を準用する。

第17節 遺体の捜索・処理・埋葬計画

風水害等対策編第2章第19節「遺体の捜索・処理・埋葬計画」を準用する。

第18節 障害物除去計画

風水害等対策編第2章第20節「障害物除去計画」を準用する。

第19節 廃棄物処理計画

風水害等対策編第2章第21節「廃棄物処理計画」を準用する。

第20節 労務供給計画

風水害等対策編第2章第22節「労務供給計画」を準用する。

第21節 文教対策計画

風水害等対策編第2章第23節「文教対策計画」の定めるところによるが、大規模地震発生の際に特に対処が必要な事項について定める。

第1 地震発生時の対応

地震発生時には校長は、児童・生徒及び教職員等の安全を第一に考え、次の措置をとる。

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童・生徒を机の下等に一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難する。

緊急避難した場合、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認、被災状況確認を行う。

(2) 応急救護

児童・生徒等及び教職員が被害を受けた場合は、応急手当を行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送等応急救護に万全を期する。

(3) 余震情報等の把握

余震に関する情報、その他周辺の被害の状況を把握して、児童・生徒等を帰宅させるかどうか、市教育委員会との協議等により決定する。

(4) 下校時の危険防止

児童・生徒等を帰宅させる場合は、その安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。低学年児童については、教職員が地区別に引率するなど、必要な措置を講じる。

(5) 校内保護

災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。

なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

2 被害状況の把握

地震が発生した場合、速やかに児童・生徒や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また、避難所等として使用可能かどうかについても確認し、市教育委員会に報告する。必要によっては応急危険度判定士の派遣を要請し、施設の安全確保を図る。

3 臨時休校等の措置

被害状況によっては、市教育委員会と連絡・協議の上、臨時休校等の適切な措置をとる。

4 危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行う。

また、漏水被害等を受けた場所には、トイレ、手洗い場等感染症対策上必要な箇所の消毒

を早急を実施する。

第2 状況別対応行動

次の表は、地震発生時の状況に応じて児童・生徒等がとる基本的な行動を例示したものである。児童・生徒等の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態及び発生時の状況等に応じた対策を講じる。

児童・生徒等の行動	
登 下 校 時	<p>《地震発生時の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登下校中の児童・生徒等は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。 ・在宅の場合は登校しない。ただし、災害危険地域付近在住の児童生徒は、家族の者とともに直ちに避難所等へ避難し、学校へその旨を連絡する。 <p>【地震発生時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ安全な空間を確保する。 ・カバン、コート等を頭へのせ、落下物から身を守る。 <p>【避難時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古い建物、建設中の建物、保安全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物やブロック塀には近づかない。 ・がけ下、川岸からできるだけ早く遠ざかる。 ・プロパンガス等が漏れているところ、また、道路のアスファルトがめくれているところは、速やかに遠ざかる。 ・火災現場から遠ざかる。 ・狭い道路はできるだけ避けて通る。 ・倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在 校 時	<p>《教室》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 <p>《廊下・階段》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 <p>《グラウンド》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「もどらない」をしっかり守る。 ・留守家庭の児童・生徒等は、学校に留まる。(保護者へ連絡)

児童・生徒等の行動	
校外活動時	<p>基本的には帰校する。ただし、状況により次の行動をとる。</p> <p>《所属校から離れている場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス、鉄道等の交通機関が停止した場合は、状況により最寄りの避難所等へ避難する。 ・避難については市又はその地の市町村の指示に従う。 ・川岸等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 <p>《所属校に近い場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかりと守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例……勝手に家に帰る 等。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、まとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。
部活動時	<p>《校内の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ・一人で勝手に行動しない。 ・人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ・帰宅できない生徒等は顧問の指示に従う。 <p>《校外の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指示された避難所等へ集団で避難する。 ・合宿地等が山崩れ、がけ崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

第22節 農林業対策計画

風水害等対策編第2章第24節「農林業対策計画」を準用する。

第23節 公共施設等災害応急対策計画

風水害等対策編第2章第25節「公共施設等災害応急対策計画」を準用する。

第24節 義援物資、義援金の受入れ・配分計画

風水害等対策編第2章第28節「義援物資、義援金の受入れ・配分計画」を準用する。

第25節 ボランティアの受入れ・活動支援計画

風水害等対策編第2章第29節「ボランティアの受入れ・活動支援計画」を準用する。

第26節 二次災害防止計画

地震発生後に、余震、降雨、建物倒壊等による二次的な災害を防ぐため、市、県及び関係機関は連携して、迅速かつ的確な措置を実行する。

第1 土砂災害等の二次災害防止

1 施設、土砂災害警戒区域等の点検・応急措置の実施

市、県、消防機関は、余震、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、災害危険箇所の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

市は、県と連携し、二次的な地すべり、がけ崩れ等から市民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生危険度判定を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果は当該宅地に表示を行い、管理者又は使用者に対し使用を制限する必要があるなど周知し、二次災害の防止に努める。

3 避難対策

市、県、消防機関は、土砂災害の発生が予想される場合は、市民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第6節避難対策計画の要領により警戒区域の設定若しくは避難指示を行う。

第2 建築物・構造物の二次災害防止

1 点検の実施

市は、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査して余震等による二次災害発生危険度の判定、表示等を行う震災建築物応急危険度判定を実施する。

2 二次災害の防止

市は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

特に、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

3 広報及び指導・相談の実施

市は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、市民に対して広報車等により震災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止等の広報活動を行う。

また、震災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

4 倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

市は、県に協力して市民及び救護活動又は障害物撤去等従事者に対し、石綿を含む粉じんのばく露防止について注意喚起を行う。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

風水害等対策編第3章第1節「復旧・復興の基本的方向の決定」を準用する。

第2節 民生の安定化対策

風水害等対策編第3章第2節「民生の安定化対策」を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧対策

風水害等対策編第3章第3節「公共施設等災害復旧対策」を準用する。